

令和 8 年度定期予防接種の実施について

予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)第 5 条第 1 項の規定により定期予防接種を実施するので、
 予防接種法施行令(昭和 23 年政令第 197 号)第 5 条の規定により公告する。

令和 8 年 4 月 1 日

韮崎市長 内藤 久夫

1. 予防接種の種類、対象者の範囲、予防接種を行う期日、費用及び場所

	予防接種の種類	接種回数	対象者	標準的な接種期間	接種時期・接種費用	接種場所	
A 類 疾病	ロタリックス (ロタウイルス)	2 回	出生 6 週 0 日後から出生 24 週 0 日後の間にある者(1 回目と 2 回目は 27 日以上の間隔をおく)	初回接種は出生 2 月から出生 14 週 6 日まで	令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日 全額公費	別表 1 のとおり	
	ロタテック (ロタウイルス)	3 回	出生 6 週 0 日後から出生 34 週 0 日後の間にある者(1 回目と 2 回目、2 回目と 3 回目は 27 日以上の間隔をおく)	初回接種は出生 2 月から出生 14 週 6 日まで			
	B 型肝炎	初回	3 回	1 歳に至るまでの間にある者(1 回目と 2 回目は 27 日以上、1 回目と 3 回目は 139 日以上の間隔をおく)			生後 2 月に至った時から生後 9 月に至るまでの期間
	H i b 感染症	1 期 初回	3 回	生後 2 月から生後 6 0 月に至るまでの間にある者			初回接種開始は、生後 2 月から生後 7 月に至るまで ※開始時期により接種回数異なる
		1 期 追加	1 回	生後 2 月から生後 6 0 月に至るまでの間にある者 (初回接種終了後 7 月以上の間隔をおく)			初回接種終了後 7 月から 1 3 月までの間隔をおく
	小児の肺炎球菌感染症	1 期 初回	3 回	生後 2 月から生後 6 0 月に至るまでの間にある者			初回接種開始は、生後 2 月から生後 7 月に至るまで ※開始時期により接種回数異なる
		1 期 追加	1 回	生後 2 月から生後 6 0 月に至るまでの間にある者 (初回接種終了後 6 0 日以上の間隔をおく)			生後 1 2 月から生後 1 5 月に至るまで

			を おいて 生後 12月 に至 った 日以 降に おい て1回)	
ジフテリア 百日せき 破傷風	1期 初回	3回	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者	生後2月に達した時から生後12月に達するまでの期間
急性灰白髄炎 (ポリオ) Hib感染症	1期 追加	1回	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者(第1期初回接種終了後6月以上の間隔をおく)	第1期初回接種(3回)終了後6月から18月までの間隔をおく
ジフテリア 百日せき 破傷風	I期 初回	3回	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者	生後2月に達した時から生後12月に達するまでの期間
急性灰白髄炎 (ポリオ)	1期 追加	1回	生後2月から生後90月に至るまでの間にある者(第1期初回接種終了後6月以上の間隔をおく)	第1期初回接種(3回)終了後12月から18月までの間隔をおく
ジフテリア 破傷風	2期	1回	11歳以上13歳未満の者	11歳に達した時から12歳に達するまでの期間
BCG(結核)		1回	1歳に至るまでの間にある者	生後5月に達した時から生後8月に達するまでの期間
麻しん 風しん	1期	1回	生後12月から生後24月に至るまでの間にある者※令和6年度ワクチンの供給不足により接種できなかった者を含む	
	2期	1回	5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該式に達する日の前日までの間にある者※令和6年度ワクチンの供給不足により接種できなかった者を含む	
風しん	5期	1回	昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性のうち、抗体検査を実施した結果十分な量の抗体価がない者であり、令和6年度にワクチンの供給不足により接種できなかった者	
水痘		2回	生後12月から生後36月に至るまでの間にある者	1回目の注射は生後12月から15月に達するまで。 2回目の注射は1回目の注射終了後6月から12月までの間隔をおく。

	日本脳炎	1 期 初回	2 回	生後 6 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者	3 歳に達した時から 4 歳に達するまでの期間			
		1 期 追加	1 回	生後 6 月から生後 9 0 月に至るまでの間にある者 (第 1 期初回接種終了後 6 月以上の間隔をおく)	4 歳に達した時から 5 歳に達するまでの期間			
		2 期	1 回	9 歳以上 1 3 歳未満の者	9 歳に達した時から 1 0 歳に達するまでの期間			
	※平成 1 7 年度から平成 2 1 年度にかけての接種の積極的勧奨の差し控えにより、日本脳炎の予防接種を受ける機会を逸した者(平成 7 年 4 月 2 日生まれから平成 1 9 年 4 月 1 日までの間に生まれた者)に対する日本脳炎の定期の予防接種の対象者は「2 0 歳未満の者」とする。							
	ヒトパピローマウイルス感染症 (シルガード 9)		3 回	1 2 歳となる日の属する年度の初日から 1 6 歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子	1 3 歳となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間			
			2 回	1 2 歳となる日の属する年度の初日から 1 5 歳の誕生日前日までにシルガード 9 を初回接種できる女子				
	R S ウイルス		1 回	妊娠 2 8 週から妊娠 3 7 週にいたるまでの妊婦				
B 類 疾 病	高齢者の肺炎球菌感染症		1 回	(ア) 6 5 歳の者 (イ) 6 0 歳以上 6 5 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者 ただし、イに該当する者として既に当該予防接種を受けたものは、アの対象者から除く。 ※これまでに、沈降 2 0 価肺炎球菌結合型ワクチン、2 3 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを 1 回以上接種した者は、当該予防接種を定期接種として受けることはできない。		令和 8 年 4 月 1 日~令和 9 年 3 月 3 1 日 公費負担は接種費用の 1 / 2 (上限 5,900 円、100 円未満切捨て)	別表 2 のとおり	

帯状疱疹	乾燥弱毒生水痘ワクチン	1回	(ア) 65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳以上となる日の属する年度の初日から当該年度の末日までの間にある者 (イ) 60歳以上65歳未満の者であって、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	令和8年4月1日~令和9年3月31日 公費負担は接種費用の1/2(上限4,400円、100円未満切捨て)	別表3のとお
	乾燥組換え帯状疱疹ワクチン	2回以内		令和8年4月1日~令和9年3月31日 公費負担は接種費用の1/2(上限11,000円、100円未満切捨て)	

2 予防接種を受けるにあたって注意すべき事項

(1) 接種前の一般的注意事項

- ・接種当日は、普段と変わったところがないことを確認すること。予防接種を受ける予定であっても、体調が悪いと思ったら、かかりつけ医に相談の上、接種するかどうか判断すること。
- ・受ける予定の予防接種について、「予防接種と子どもの健康」あるいは市からの通知をよく読み、受けようとするワクチンの必要性や副反応について理解を深めること。わからないことは接種を受ける前に接種医に相談すること。
- ・責任をもって予診票を記入すること。
- ・子どもの予防接種を接種する際には母子健康手帳を持参すること。また、予防接種を受けるお子さんの日頃の健康状態をよく知っている保護者が同伴すること。

(2) 予防接種を受けることが適当でない者（予防接種不适当者）

- ・明らかな発熱（通常37.5℃以上をいいます。）を呈している者
- ・重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- ・当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことが明らか

かな者

- ・ BCG 接種の場合においては、外傷などによるケロイドが認められる者
- ・ B 型肝炎ワクチン接種の場合においては、母子感染予防として、出生後に B 型肝炎ワクチンの接種を受けた者
- ・ ロタウイルスワクチン接種の場合においては、未治療の先天的な消化管障害がある者
- ・ ロタウイルスワクチン接種の場合においては、過去に腸重積賞を起こしたことがある者
- ・ ロタウイルスワクチン接種の場合においては、終章複合型免疫不全（SCID）がある者
- ・ インフルエンザの定期接種で、接種後 2 日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等アレルギーを疑う症状を呈したことがある者には、インフルエンザの接種を行ってはならない。
- ・ 肺炎球菌感染症（高齢者がかかるものに限る。）に係る予防接種の対象者であっては、「当該疾病に係る法第 5 条第 1 項の規定による予防接種を受けたことのある者」については定期接種の対象とならない。
- ・ その他、医師が不適當な状態と判断した者

(3) 予防接種を受ける際に注意を要する者（接種要注意者）

- ・ 心臓病、腎臓病、肝臓病、血液の病気及び発達障害等の治療を受けている者
- ・ 予防接種で、接種後 2 日以内に発熱の見られた者及び発疹、じんましんなどアレルギーを疑う症状を呈したことがある者
- ・ 過去にけいれん（ひきつけ）の既往がある者
- ・ 過去に免疫不全の診断がなされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者
- ・ 接種しようとする接種液の成分に対して、アレルギーを呈するおそれのある者
- ・ BCG 接種の場合においては、過去に結核患者との長期の接触がある者など結核感染の疑いがある者
- ・ B 型肝炎ワクチン接種の場合においては、ラテックス過敏症である者
- ・ ロタウイルスワクチン接種の場合においては、胃腸障害がある者
- ・ インフルエンザワクチン接種の場合においては、間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する者。
- ・ 麻しん風しん（MR）、水痘ワクチン接種の場合においては、過去の輸血又はガンマグロブリン製剤の投与等のある者。（生ワクチンの効果を減衰させる可能性があるため、注意を要する。）

(4) 一般的注意事項

- ・ 予防接種を受けた後 30 分間程度は、医療機関（施設）で被接種者の様子を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにすること。急な副反応が、この間に起こることがまれにあります。
- ・ 接種後、生ワクチンでは 4 週間、不活化ワクチンでは 1 週間は副反応の出現に注意すること。
- ・ 接種部位は清潔に保ち、入浴は差し支えがないが接種部位をこすことはやめること。

- ・接種当日は激しい運動を避けること。
- ・接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合には、速やかに医師の診察を受けること。
- ・ロタウイルスワクチンについては、ワクチン接種後 2 週間ほどは被接種者の便の中にウイルスが含まれることがあるため、おむつ交換後に入念に手洗いを行うこと。
- ・ロタウイルスワクチン接種後について、腸重積症が疑われる症状があった場合には、速やかに接種した医療機関を受診すること。接種した医療機関とは別の医療機関を受診する場合は、ロタウイルスワクチンを接種したことを医師に伝えること。

(5) その他必要事項

- ・ B 類疾病の予防接種を受ける際は、副反応についても理解した上で自らの意志で接種を希望する場合に限り、実施することとする。

別表1 個別接種を実施する医療機関

No	医療機関名	郵便番号	住所	代表者名	ワクチンの種類															
					五混	四混	三混	二混	ポリオ	麻しん	風しん	MR	日脳	BCG	ヒブ	小児用肺炎	HPV	水痘	B型	ロタ
1	にこにこクリニックこでら小児科	407-0033	韭崎市竜岡町下條南割1045番地	院長 小寺 浩司	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	たのくらクリニック	407-0004	韭崎市藤井町南下條338番地	院長 田野倉 正臣	×	×	×	○	×	×	×	×	○	×	×	×	○	×	×	×
3	いいのクリニック	407-0024	韭崎市本町2丁目14番15号	院長 飯野 善一郎	×	×	×	○	×	○	○	○	○	×	×	×	○	○	×	×
4	韭崎市立病院	407-0024	韭崎市本町3丁目5番3号	院長 井上 泰輔	○	○	×	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
5	野口外科胃腸科	407-0262	韭崎市中田町中條1433番地	院長 野口 明宏	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○	○	○
6	三井医院	407-0024	韭崎市本町1丁目11番8号	院長 三井 茂	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	本町クリニック	407-0024	韭崎市本町2丁目19番3号	院長 霜村 かおり	×	×	×	○	×	×	×	○ (2期)	○	×	×	×	×	×	×	×
8	岩下内科医院	407-0015	韭崎市若宮1丁目2番50号 韭崎市民交流センター3F	院長 岩下 達志	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
9	あけぼの医療福祉センター	407-0015	韭崎市旭町上條南割3251番地1	所長 畠山 和男	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
10	こまいこどもクリニック	407-0015	韭崎市中田町中條1642番地4	院長 駒井 孝行	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
11	韭崎おはな産婦人科	407-0015	韭崎市富士見1丁目3番9号	院長 海部 真美子	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	×	×	○

別表2 個別接種を実施する医療機関(B類疾病:高齢者肺炎球菌感染症)

No	医療機関名	代表者	住所
1	藤井平皮膚科	院長 雨宮 一哲	蕪崎市藤井町坂井320-1
2	たのくらクリニック	院長 田野倉 正臣	蕪崎市藤井町南下條338
3	(医)恵信蕪崎病院	理事長 瀧森 護	蕪崎市一ツ谷1865-1
4	葉袋整形外科医院	院長 葉袋 健	蕪崎市富士見2-13-2
5	岩下内科医院	院長 岩下 達志	蕪崎市若宮1-2-50(市民交流センター3F)
6	わかみや内科消化器外科クリニック	院長 赤澤 祥弘	蕪崎市若宮1-6-41
7	きっかわ整形外科クリニック	院長 吉川昇	蕪崎市若宮2-8-18
8	トータルサポートクリニック蕪崎	永ノ尾 昭信	蕪崎市若宮2-9-25
9	まえざわクリニック	院長 前澤 浩明	蕪崎市若宮2-14-1
10	三井医院	院長 三井 茂	蕪崎市本町1-11-8
11	いいのクリニック	院長 飯野 善一郎	蕪崎市本町2-14-15
12	(医)本町クリニック	院長 霜村 かおり	蕪崎市本町2-19-3
13	蕪崎市立病院	院長 井上 泰輔	蕪崎市本町3-5-3
14	(医)秋山内科クリニック	院長 秋山 敬	蕪崎市龍岡町下條南割939
15	にこにこクリニックこでら小児科	院長 小寺 浩司	蕪崎市龍岡町下條南割1045
16	(医)秋山脳外科	理事長 秋山 巖	蕪崎市大草町若尾1330
17	介護老人保健施設 あさひホーム	理事長 山本智子	蕪崎市旭町上条中割473
18	野口外科胃腸科	院長 野口 明宏	蕪崎市中田町中條1433

別表3 個別接種を実施する医療機関(B類疾病:帯状疱疹)

No	医療機関名	代表者	住所
1	藤井平皮膚科	院長 雨宮 一哲	蕪崎市藤井町坂井320-1
2	たのくらクリニック	院長 田野倉 正臣	蕪崎市藤井町南下條338
3	ますやま整形外科クリニック	院長 益山 宏幸	蕪崎市藤井町南下條395
4	(医)恵信蕪崎病院	理事長 瀧森 護	蕪崎市一ツ谷1865-1
5	岩下内科医院	院長 岩下 達志	蕪崎市若宮1-2-50(市民交流センター3F)
6	わかみや内科消化器外科クリニック	院長 赤澤 祥弘	蕪崎市若宮1-6-41
7	きっかわ整形外科クリニック	院長 吉川昇	蕪崎市若宮2-8-18
8	トータルサポートクリニック蕪崎	永ノ尾 昭信	蕪崎市若宮2-9-25
9	さおり皮ふ科クリニック	代表理事 山本 佐織	蕪崎市若宮2-9-47
10	三井医院	院長 三井 茂	蕪崎市本町1-11-8
11	いいのクリニック	院長 飯野 善一郎	蕪崎市本町2-14-15
12	(医)本町クリニック	院長 霜村 かおり	蕪崎市本町2-19-3
13	蕪崎市立病院	院長 井上 泰輔	蕪崎市本町3-5-3
14	(医)秋山内科クリニック	院長 秋山 敬	蕪崎市龍岡町下條南割939
15	にこにこクリニックこでら小児科	院長 小寺 浩司	蕪崎市龍岡町下條南割1045
16	(医)秋山脳外科	理事長 秋山 巖	蕪崎市大草町若尾1330
17	野口外科胃腸科	院長 野口 明宏	蕪崎市中田町中條1433